

# 公 募 説 明 書

平成22年4月12日に公告した岡山県立岡山操山高等学校内に設置する自動販売機設置事業者の公募に係る選考については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

## 1 公募に付する事項

### (1) 名 称

岡山県立岡山操山高等学校内に設置する自動販売機設置事業者（公告番号岡操高第10号）

### (2) 設置期間

平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると岡山県が判断した場合は、平成23年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。

### (3) 設置場所及び設置区分

①設置場所 岡山県立岡山操山高等学校内（岡山市中区浜412）

②設置区分 岡山県立岡山操山高等学校内自動販売機設置事業者公募仕様書の「1公募物件」にある設置場所全てに自動販売機を設置すること。

## 2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができる。

(1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に遅滞なく対応できる者であること。

(2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 破産者で復権を得ない者

⑥ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

(4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。

### 3 公募に関する事務を担当する課の名称等

岡山県立岡山操山高等学校 事務室  
〒703-8573 岡山市中区浜412  
電話番号 (086) 272-1241  
FAX番号 (086) 272-1721

### 4 契約条項を示す場所

記3の場所とする。

### 5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて実施する。

この公募に参加を希望する者は、岡山県立岡山操山高等学校内自動販売機設置事業応募申込書(以下、「応募申込書」という。)(様式第1号)及び次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、県から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

#### (1) 提出書類

##### ア 法人

① 応募申込書（様式第1号）

② 売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名（法人は称号又は名称）、物件番号を記載すること。

③ 販売品目一覧表（様式第3号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成

④ 設置場所ごとに設置を予定している自動販売機のカタログ

⑤ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書<商号、住所、代表者、設立日を証明するもの>）

⑥ 印鑑証明書

⑦ 決算関係書類

⑧ 役員一覧（氏名、住所<市町村名のみ>及び生年月日等が記載されているもの）

⑨ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）

⑩ 岡山県内の市町村長の発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）

・岡山県内に本社がある場合は、当該本社の所在地の市町村税の完納証明書

・岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書

⑩本社等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書〈その3の3〉）

※④～⑥及び⑨～⑩については写しでも可。

※⑤、⑥及び⑨～⑩については、発行日から3カ月以内のもの。

#### イ 個人

①応募申込書（様式第1号）

②売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名（法人は称号又は名称）、物件番号を記載すること。

③販売品目一覧表（様式第3号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成

④設置場所ごとに設置を予定している自動販売機のカタログ

⑤本籍地の市町村が発行する身分証明書

⑥法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書

⑦印鑑証明書

⑧岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）

⑨岡山県内の市町村長の発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）

⑩所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書〈その3の2〉）

※④～⑩については写しでも可。

※⑤～⑩については、発行日から3カ月以内のもの。

#### (2) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 平成22年4月12日（月）から平成22年4月28日（水）まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。平成22年4月28日（水）までに必着のこと）

※ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。

#### (3) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、県に対して説明を求めることができる。

① 受付期間 平成22年4月12日（月）から平成22年4月28日（水）まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 方 法 「仕様書等に対する質問・回答書（様式第4号）」によりFAXすること。

③ 宛 先 岡山県立岡山操山高等学校 事務室  
FAX番号 (086) 272-1721

④ 選考後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 選 考

(1) 日 時 平成22年5月12日（水） 午前10時30分

(2) 場 所 岡山県立岡山操山高等学校 第一教員研修室（岡山市中区浜412）

#### (3) 設置予定事業者の決定方法

① 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、県が予定する売上手数料率以上で最高の売上

手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。

② 売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立ち会いのもとで行う。なお、応募者の立ち会いも認めることとするが、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合には、委任状（様式第5号）を提出すること。

③ 提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められた者については、選考の対象としない。

(4) 県が予定する売上手数料率以上での見積りがない場合は、条件等を見直しの上、後日改めて再度の公募を行う。

(5) くじによる見積り順位の決定方法

同率の見積りをした者がいるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより決定することとする。なお、くじ引きの日時については別途通知することとする。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ見積り順位を決定するものとする。

(6) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(7) 設置事業者の決定及び公表

設置事業者を決定したときは、応募者全員に売上手数料率及び決定した設置事業者名を通知するとともに、岡山県ホームページにおいて決定売上手数料率及び設置事業者を公表する。

## 7 選考の無効

次の売上手数料率の見積りは無効とする。

(1) 公告に示した公募に参加できる資格のない者の提出した見積書

(2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者の提出した見積書

(3) 公告および公募説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積書

(4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条の各号に準じた見積書

## 8 契約書等作成の要否 要

## 9 契約保証金 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。